

高幡租税債権管理機構および四万十町からのお知らせ

税金滞納等で差し押さえた動産を公売します!

県内の市町村や関係機関が、滞納税などにより差し押さえた物品を一斉に公売します。「公売」とは、滞納税などに充てるために差し押さえをした財産を売却することです。具体的には、公売会場において見積価格以上の金額を入札していただき、最高価格の入札者に売却していくもので、裁判所の行っている競売に類したものです。

入札はタッチパネルを使用し、職員が一人ひとり対応しますので、簡単・スムーズに行えます。税への理解を深めると同時に、行政サービスを支える財源確保のため、多くの方の参加をお待ちしています。

■日時：9月14日(土) 受付：午前9時30分 入札時間：午前10時30分～午前11時

■会場：須崎市立市民文化会館 1階大会議室 (須崎市新町2丁目7番15号)

※駐車場=155台駐車可能 (無料)

【注意事項】

- ◎未成年の参加には保護者の同意が必要です。
- ◎受け付けには免許証・保険証などの本人確認ができるものが必要です。
- ◎商品代金は当日現金一括払いとなります。

【お問い合わせ先】

高幡租税債権管理機構(須崎市山手町1-7) ☎0889-40-0911
税務課 ☎22-3116

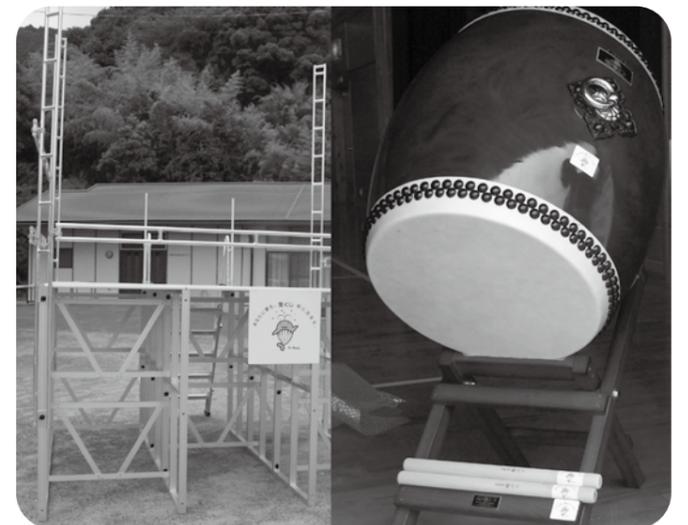


宝くじ助成金で志和郷分地区に備品を整備

自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業の助成金を受け、志和郷分地区が盆踊りなどで使用するやぐらや太鼓などの備品を購入しました。



【お問い合わせ先】 企画課 ☎22-3124



町民課からのお知らせ

未婚の児童扶養手当
受給者に対する
臨時・特別給付金

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に對し、給付金が支給されます。支給を受けるためには申請が必要です。



申請方法につきましては、児童扶養手当現況届と併せてご案内を送付しますので、そちらをご確認ください。なお、現況届の提出が不要な方(7月に児童扶養手当の新規認定請求をされた方)には個別にご案内いたします。

【支給要件】

令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける方で、同年10月31日までに法律婚をしたことがない方。

【給付額】

17,500円

児童扶養手当現況届の提出をお忘れなく

8月は児童扶養手当現況届の提出月です。この届出により、11月以降の受給資格と手当額について判定を行います。受給資格をお持ちの方にはご案内を送付しますので、受給資格者本人が提出してください。

※未提出者は手当が差し止めとなる可能性があります。
※6月末までに受給資格が認定された方が対象です。

【提出期限】

8月30日(金)

【時効】

現況届を提出せず2年を経過すると時効が発生し、受給資格を喪失されますのでご注意ください。



二十歳前障害基礎年金を受給されている方へ

◆障害状態確認届【診断書】の送付時期が変更となります

二十歳前障害基礎年金を受給されている方およびその加算額対象者の方で、障害状態確認届【診断書】の提出が必要な方は、提出期日を7月末としていましたが、8月から提出期日が、受給されている方の「誕生日の属する月の末日」に変更され、障害状態確認届【診断書】の送付時期も、3か月前倒しで送付されるよう変更となります。

さらに、障害状態確認届【診断書】に記載いただく医師の診断につきましても、受給者の方の誕生月の月末から3か月以内の診断を記入いただくように緩和されます。

年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内

- 今年10月に開始される年金生活者支援給付金は、
- ① 老齢年金生活者支援給付金、
 - ② 補足的老齢年金生活者支援給付金、

- ③ 障害年金生活者支援給付金、
 - ④ 遺族年金生活者支援給付金の4つの給付金があります。
- いずれの給付金も、年金を含めても所得が低く、経済的な援助が必要としている方(前年の所得額が老齢基礎年金の満額以下の方)などに対して、年金に上乗せして給付される制度です。
- 対象となる方には、日本年金機構より、9月から、給付金請求書(ハガキ形式)が送付されますので、必要事項をご記入いただき、日本年金機構へ速やかにご返送いただきますと、12月の年金支払に上乗せして給付されます。

次回年金相談のお知らせ

12月4日(水)
午前10時～午後3時
役場西庁舎 1階会議室
※年金事務所へ予約が必要です



【お問い合わせ先】

高知西年金事務所
☎088・875・1717